

**保育所における
地震等防災マニュアル**

平成24年1月改訂

静岡県健康福祉部子育て支援課

目 次

はじめに	1
I 平常時の対応（防災体制の整備）	2
II 注意情報が発表された場合の対応	5
III 警戒宣言が発令された場合の対応	7
IV 突発地震等が発生した場合の対応	9
V 津波警報または津波注意報が発表された場合の対応	10
VI 被災後の保育所の再開に向けての対応	12
VII 震災後の保育 ～子どものよりよい保育環境をとりもどすために～	14
VIII 保育所防災の手引き（例）	18
① 基本的な心構え	
② 災害発生したとき（職員の責務&職員の対応）	
③ 保育所の防災組織について	
④ 避難訓練の実施にあたって	
⑤ 安全点検について	
⑥ 保護者への対応について	
IX 震災の記録	31
① 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災の記録	
② 平成23年3月11日 東日本大震災	
③ 東日本大震災 2011.3.11 子どもたちと過ごした日々（大槌保育園園長手記）	

～ はじめに ～

平成15年5月29日、国の中央防災会議は、東海地震はいつ発生してもおかしくない状況にあることから、「東海地震対策大綱」を定め、耐震化対策や災害発生時の活動体制の構築など人命にかかわる対策は出来る限り速やかに実施することを示しました。

多くの乳幼児を預かる各保育所においては、日頃から防災対策に取り組んでいる中、万が一の災害時において、子どもの大切な生命を守り、無事に保護者に引き渡すために、平常時、注意情報発表時、警戒宣言発令時、突発地震発生時などの様々なケースを視野に入れた地震防災対策を推進するとともに、保護者、地域社会、市町をはじめとする各機関等との連携を密にした一層の取り組みが必要となります。

また、「保育に欠ける児童」が通所する児童福祉施設として、震災後、早期に保育所を立ち上げ、入所児童だけでなく、災害復興等に携わる保護者等によって「新たに保育に欠ける」状態となった児童への「緊急仮入所」等への対応も想定されます。

本マニュアルは、阪神・淡路大震災における神戸市の保育所の事例を参考とし、基本的な地震防災対策を「保育所における地震等防災マニュアル」としてまとめたものです。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、津波によって東北地方が大きな被害を受けたことから、津波の発生に対応した内容を追加しました。

平成16年10月23日には「新潟県中越地震」、平成23年3月11日には「東日本大震災」が発生するなど、いつ大きな被害をもたらす地震が起きてもおかしくない状況にあります。また、地震に限らず、近年は台風や水害などの自然災害も頻繁に起こっており、これらの災害に備え、様々な防災対策を講じる必要があります。

今後、このマニュアルを基に、各保育所が、それぞれの地域の実情に応じた一層の地震等防災対策を策定し、次代を担う子どもの安全と保護者の安心を推進するためにお役に立てば幸いです。

I 平常時の対応（地震等防災体制の整備）

保育所

①地震等防災教育の推進

◆子どもの安全能力の育成

- ・日常保育の中で、命の大切さを教え、子ども自身が自分の身を守ることができるように、年齢にあった安全能力を身につけさせる

◆消火訓練&避難訓練の実施（毎月1回以上）

- ・緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう定期的に訓練を実施する
- ・津波等を想定し、迅速に避難するためにより実践的な訓練を実施する

◆関係機関への通報や保護者への情報伝達訓練を実施

※ 電話等が不通の場合の対応について事前に協議しておくこと

②施設・設備等の安全対策

◆施設・設備等の日常的な安全点検

- ・施設の耐震診断、耐震対策の実施
- ・ロッカー等の転倒防止、ガラス飛散防止対策
- ・消防設備、火気使用設備・器具の整備
- ・暖房設備・寝具類・カーテン等の防火安全製品・防災製品の使用
- ・公共交通機関が機能しない場合や道路が長時間に渡り通行止めとなった場合を想定し、引渡しが困難な児童や職員の人数に応じた備蓄食糧（ミルク等）、物資・機材等を保育所や避難先で確保しておき、定期的に点検する
- ・耐震性の無い施設は安全性の確保された施設の準備及び連絡体制等の整備

◆保育環境の整備

- ・日頃から整理整頓に心がけ、安全環境の整備に努める
- ・備品や遊具の配置、保管を適切に行うように努める
- ・高いところに荷物を置かない

③保育の早期再開に向けた保育体制の検討

- ・震災後の保育の方法
- ・余震対策
- ・備蓄食糧（ミルク等）、物資・機材等の確保等

④保育所の防災計画の策定

◆災害発生時における防災行動マニュアルの整備

- ・消防機関、市町、近隣施設及び地域住民等との連絡・協力体制の確立
- ・職員の連絡・動員体制（連絡系統図）
- ・避難場所、避難経路、避難時期、避難責任者、避難方法等の確立

津波を想定した場合

ア 避難場所

- ・近くの高台や3階以上の建物を事前に津波避難場所として設定しておく
- ・津波避難場所を複数用意した上で優先順位を設定し、在園時や園外活動等の状況に応じて津波避難場所を選択する

イ 避難経路

- ・保育所や園外活動先から津波避難場所までの避難経路を地図に明記し、保護者へ配布する

ウ 避難時期

- ・収集した津波関係情報により速やかに判断する
- ・地震の規模等から明らかに津波の被害が想定される場合は迅速に避難する

エ 避難方法

- ・歳児別の避難方法を検討（おんぶひも、乳母車、避難車、自動車等の使用）
- ・保育所内の防災組織の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの役割分担及び行動表の整備 ・避難にあたり職員数が十分でない場合は、近隣住民等の支援を要請する ・応急処置に関する基本的な知識、技術の習得 ◆全職員の統一した防災意識の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の防災に関して統一した認識の育成 ・職員が責任と心構えを持ち、とっさの場合、的確な判断で迅速な行動ができるよう日ごろから防災意識を深める ◆保育所が避難所となった場合の検討 ◆発災後の早期再開に向けた体制の検討 ⑤保護者との災害時対応マニュアルの整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆緊急連絡先の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・避難時に外部と連絡が取れるように持出用の携帯電話を指定し、保護者に電話番号を周知する。 ・保護者の緊急連絡先を事前に確認しておく <ul style="list-style-type: none"> ※ 電話等が不通の場合の対応について事前に協議しておくこと ◆保護者との約束事の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅時に注意情報等が発表された場合、児童を登所させないよう事前に周知しておく ・児童の引渡し場所は突発地震発生時や津波警報発表時などの状況ごとに設定し事前に保護者へ周知しておく ・保護者と連絡が取れない等で引渡しが困難な場合、避難所で待機させるなどの対応方法を事前に決め、保護者へ周知しておく ・被災した場合等の移動先（避難所、津波避難場所）及び経路を事前に保護者へ周知しておく ・事前に保護者数人の写真や連絡先入りの引渡しカードを作成しておき、引渡し時に使用する。引渡しカードは避難時に持出しができる場所へ保管する
市町	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関との連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ※ 電話等が不通の場合の対応について事前に協議しておくこと ② 保育所の防災計画等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への児童の引渡し方法 ・保護者への連絡体制 ・耐震性能の劣る保育所は安全性の確保された施設の準備等 ③ 保育の早期再開に向けた検討及び支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・保育場所の確保 ⇒ 既存園の活用・臨時保育室の開設 ・緊急仮入所実施 ・保育料の減免検討 ・必要物資の調達検討 ・住民への広報等 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受入可能施設のリストアップ</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受入キャパ</div> ↑ </div> ④ 被害想定に基づく要保育児童数の見込みの把握 ⑤ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設とのデイケアサービスの協議 ⑥ 保育所が避難所になった場合の対応についての関係機関等との検討 <ul style="list-style-type: none"> ・事前協定 ・経費負担 ・「保育」の実施との兼ね合い
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 県本部及び方面本部は、関係機関（国、各都道府県、市町等）との連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ※ 電話等が不通の場合の対応について事前に協議しておくこと ② 県本部及び方面本部は災害時の支援体制の構築（施設整備、保育所入所等） ◆他都道府県、県内市町に緊急的な児童受入等についての協力要請

	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育所の早期再開に係る県民への広報の検討等 ③ 方面本部は、市町を經由して保育所等の状況把握 ◆保育所の防災計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への児童の引渡し方法 ・保護者への連絡体制 ・耐震性能の劣る保育所は、安全性の確保された施設の準備 ◆保育所の早期再開に向けた検討及び支援体制の構築・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育場所の確保 ・緊急仮入所の実施体制 ・保育料の減免の検討 ・必要物資等の調達方法 ・県民への広報 等 ◆被害想定に基づく要保育児童数の把握
--	---

II 注意情報が発表された場合の対応

保育所	<p>I 保護者への引渡し準備的措置の開始</p> <p>(勤務時間内)</p> <p>① 保育の中止</p> <p>② 関係機関等との連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報発信 ・保護者からの連絡に対応 <p>③ 引渡し準備の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児（0～2歳児）を保育しているので、警戒宣言発令後に保護者への引渡しを開始したのでは、児童の安全確保が困難なことが予想される場合は、保護者への引渡しを実施 ・耐震性の劣る保育所は、安全性の確保された施設へ移送するための準備的措置を実施（移送方法、手段の確認等） <p>④ 施設・設備等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元の厳重な安全管理（出火防止対策）と初期消火体制に備える ・落下物等の点検、危険物の除去 ・非常持ち出し品の準備 ・救護体制の準備等 <p>⑤ 避難所としての準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等関係機関との運営等の調整等
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 職員の動員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報が発表された場合、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに登所し、災害対策本部を組織する <p>② 保護者への情報連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報が発表された場合、児童は登所しないように事前に保護者に連絡しておく
市町	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 管内保育所等に注意情報を伝達し、準備行動の開始を周知・確認</p> <p>② 管内保育所等の引渡し準備状況等の把握・支援</p> <p>③ 耐震性能の劣る保育所は、安全性の確保された施設への児童の移送準備の調整・支援</p> <p>④ 避難所になった場合の対応について、関係機関との調整・支援</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 防災対策要員は直ちに登庁、参集</p> <p>② 管内保育所の状況（参集状況等）の把握</p>

県	<p>(勤務時間内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 方面本部は、市町を經由して注意情報を周知し、準備行動の開始状況を確認 ② 方面本部は、市町を經由して保育所等の児童の引渡し状況を把握し県本部に報告 ③ 方面本部は、市町を經由して耐震性能の劣る保育所等の安全性の確保された施設への児童の移送状況を把握し県本部に報告
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策要員は直ちに登庁、参集 ② 各市町の保育所の参集状況等の把握

Ⅲ 警戒宣言が発令された場合の対応

保育所	<p>I 保護者への引渡し実施</p> <p>(勤務時間内)</p> <p>① 保育の中止</p> <p>② 関係機関等との連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報発信 ・保護者からの連絡に対応 <p>③ 引渡し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の劣る施設は、保護者への引渡しが困難な場合、安全性が確保された施設に児童の移送を実施 (事前に保護者に安全性の確保された避難先を周知しておく) (避難先は保育所に掲示する) ・保護者への引渡しが完了するまで確実に児童を保育する <p>④ 施設・設備等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元の厳重な安全管理(出火防止対策)と初期消火体制に備える ・落下物等の点検、危険物の除去 ・非常持ち出し品の準備 ・救護体制の準備等 <p>⑤ 避難所としての準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等関係機関との運営等の調整等
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 職員の動員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発令された場合は、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに登所し、災害対策本部を設置する <p>② 保護者への情報連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発令された場合は、児童は通所しないように事前に保護者に連絡しておく
市町	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 管内保育所等に警戒宣言を伝達し、引渡しの実施を周知・確認</p> <p>② 管内保育所等の引渡し実施状況を把握・支援</p> <p>③ 耐震性能の劣る保育所は安全性確保された施設への児童の移送を確認・支援</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 防災対策要員は直ちに登庁、参集</p> <p>② 管内保育所の状況(参集状況)の把握</p>
県	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 方面本部は、各市町に警戒宣言を周知し、保護者への引渡し実施状況を確認</p> <p>② 方面本部は、市町を経由して引渡し実施状況を把握・支援</p> <p>③ 方面本部は、市町を経由して耐震性能の劣る保育所等の安全性確保された施設への児童の移送状況の把握・支援</p>

	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <ul style="list-style-type: none">① 防災対策要員は直ちに登庁、参集② 各市町の保育所の状況 (参集状況等) の把握
--	---

IV 突発地震等が発生した場合の対応

保育所	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 職員の被災状況の把握</p> <p>② 事前に定められた保育所内役割分担により対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を第一に確保し、安全な避難場所に避難誘導 ・負傷した児童への応急救護活動を実施 ・耐震性の確保されていない施設は安全性の確保された施設へ移送誘導 ・保護者への引渡しを実施 ・保護者への引渡し完了するまで、児童を確実に保育する <p>③ 火元の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元を遮断し、出火防止対策を徹底するとともに、出火している場合は初期消火に努め延焼を最小限に食い止める <p>④ 災害時の正確な情報を収集し、的確に伝達</p> <p>⑤ 被害状況（児童・職員・施設・設備等）を確認し、市町に報告</p> <p>⑥ 避難所としての対応及び住民避難状況の市町への報告</p> <p>⑦ 閉鎖が必要な場合は張り紙等掲示</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 職員の参集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は直ちに登所し、災害対策本部を組織する <p>② 建物の安全確認</p> <p>③ 被害状況等を取りまとめ市町への報告</p> <p>④ 休止（閉鎖）が必要な場合は、張り紙等の措置</p>
市町	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 管内保育所等の被害状況（児童・職員・施設・設備等）の把握及び県への報告</p> <p>② 管内保育所等からの相談支援・要請等への対応</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 防災職員は直ちに登所、参集</p> <p>② 管内保育所の被災状況等を取りまとめ県への報告</p> <p>③ 管内保育所からの支援、要請等への対応</p>
県	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 方面本部を通じ市町の被害状況（児童・職員・施設・設備等）の把握</p> <p>② 方面本部を通じ市町からの支援・要請等への対応</p> <p>③ 国への被害状況の報告</p> <p>④ 国、他都道府県、各市町等との連絡調整及び協力・支援要請</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 防災職員は直ちに登所、参集</p> <p>② 市町の被害状況等を取りまとめ国への報告</p> <p>③ 市町からの支援、要請等への対応</p>

V 津波警報または津波注意報が発表された場合の対応

<p style="text-align: center;">保育所</p>	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 保育の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及び職員の安否確認 ・ 津波情報の収集（テレビ、ラジオ、防災無線等） ※ 津波警報や津波注意報が発表された場合、児童を登所させないように保護者へ事前連絡しておく <p>② 避難行動の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報、津波注意報に対応して速やかに避難行動を開始する ・ 津波避難場所（3階建て以上の建物や高台）へ避難 ※ 事前に避難場所、避難経路、避難方法等を設定しておく ・ 津波避難場所へ避難が完了した場合は再度児童及び職員の安否確認を行う ・ 津波警報、津波注意報が解除された場合、市町指定の避難所又は保育所（安全が確認できた場合）へ移動する ※ 周辺地域で津波による浸水が予想されている場合は、津波警報、津波注意報が解除されるまで津波避難場所での待機を継続する <p>③ 関係機関等との連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況を市町へ報告する（必要に応じて消防、警察へ連絡） ・ 保護者への情報発信 ※ 電話やメールが使用できないことも想定されるため、津波避難場所や避難所（引渡し場所）等については、事前に保護者へ周知しておく必要がある ・ 事前に指定した携帯電話等による緊急連絡先により、保護者からの連絡に対応する <p>④ 引渡しの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報、津波注意報が解除された場合、事前に保護者へ周知しておいた避難所で引渡しカード等により児童を保護者へ引渡す ・ 保護者と連絡が取れない等、引渡しが困難な児童は避難所で待機させる ・ 引渡し後に被害に遭うことがないよう当面の避難方法について注意を喚起する
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 職員の動員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報、津波注意報が発表された場合、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに事前に設定しておいた避難所へ向かい、災害対策本部を組織する <p>② 保護者への情報連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と連絡を取り、児童の安否確認を行う ※ 津波警報、津波注意報が発表された場合、児童を登所させないように事前に保護者へ連絡しておく
<p style="text-align: center;">市町</p>	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 管内保育所等に津波警報、津波注意報を伝達し、避難の実施を周知・確認</p> <p>② 管内保育所等の避難実施状況を把握・支援</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 防災対策要員は直ちに登庁、参集</p> <p>② 管内保育所の状況（参集状況）の把握</p>

県	<p>(勤務時間内)</p> <p>① 方面本部は、各市町に津波警報、津波注意報を周知し、避難の実施状況を確認</p> <p>② 方面本部は、市町を經由して避難実施状況を把握・支援</p>
	<p>(勤務時間外) は上記のほか以下の対応</p> <p>① 防災対策要員は直ちに登庁、参集</p> <p>② 各市町の保育所の状況(参集状況等)の把握</p>

VI 被災後の保育所再開に向けての対応

保育所	<p>① 児童の被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、家族の安否、家屋等の被害状況を確認 ・児童の避難先を把握し一覧表を作成 ・他都道府県へ避難、転出する場合は連絡をするよう事前に指導 <p>② 職員の被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員、家族の安否、家屋等の被害状況把握 <p>③ 施設・設備等の安全点検及び施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家（県、市町の営繕担当係等）に安全点検依頼し、使用可能な施設かどうか確認 ・使用可能な場合は、施設内の片づけを実施 ・トイレやライフラインの復旧状況を確認し、早期に再開できるよう関係機関に要請 <p>④ 市町との協議のうえ保育を再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災後保育の準備 ・余震対策等の準備 ・状況を見て、給食業務の再開 (ライフライン・給食設備の点検・安全衛生の確保・食材の確保等) <p>⑤ 避難所となった場合、保育の再開を周知し、避難者との連携を図る</p> <p>⑥ 保護者からの相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災により児童が受ける身体的、精神的ストレスを考慮し、ケアの方法や相談先となる専門機関等の把握などの情報収集に努める ※ 参考資料（14 ページ） 静岡県臨床心理士会作成、静岡大学防災総合センター発行資料 <p>静岡大学ホームページで「支援者のための災害後のこころのケアハンドブック」がダウンロードできます。こころのケアに関する基本的な知識がコンパクトにまとめられています。（出版、書籍への無断転載等はおやめ下さい）</p> <p>静岡大学ホームページ http://www.shizuoka.ac.jp/th_earthquake/eq20110323_care.html</p>
市町	<p>① 管内保育所等の被害状況の把握（児童・職員・施設・設備等）の把握及び方面本部への報告</p> <p>② 管内保育所等からの相談支援・要請等への対応</p> <p>③ 管内保育所長会議等を逐次開催し情報交換及び連絡調整</p> <p>④ 保育所再開に向けての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保育児童数、使用可能施設の把握 ・緊急・広域入所に向けての受入市町等との調整等 ・保育料の減免 ・保育需要の増加に伴う臨時保育室の設置 ・施設の損壊状況に応じた仮設保育所の設置 ・乳児院、養護施設、母子生活支援施設とのデイケアサービスの協議
県	<p>① 県本部及び方面本部は市町を経由して保育所等の被害状況の把握</p> <p>② 県本部及び方面本部は市町を経由して被害を受けた保育所等からの支援・要請等への対応</p> <p>③ 県本部は、被害状況を国に報告</p> <p>④ 県本部は、必要に応じて国、他都道府県等への支援要請</p>

お子さんを持つ保護者の皆様へ

大きな災害が起きた後の過ごし方について

3月11日に発生した大地震の後、テレビで繰り返し流される津波や原発の映像を見て、大人も子どもも少なからず不安を感じたと思います。あまりに非現実的な映像に映画を見ているような気がしたり、感覚がマヒしたようになり、逆に、ハイテンションになったり、興奮したりするかもしれません。次は静岡にも地震が来るのではないかと不安になっていたところに、静岡でも地震が起き、さらに不安を高めている人も多いと思います。

さまざまなストレス反応を示す子どもたちも出てきています。こうしたストレス反応は、**異常な事態への自然な反応**です。安全で安心できる生活を過ごせるように配慮が必要です。そのため家庭では、子どもたちに悲惨な映像を見せることはできる限り避けて、絵本を読んだり、話をしたりして子どもたちが**安心して過ごせる環境を整えてください**。もし子どもがニュースを見るときは大人も一緒に見るようにし、それを見て感じたり考えたりしたことを話し合い、言葉にできたことをほめてあげてください。

※東京電力地域では、計画停電で不自由な生活が続くことに継続的なストレスを感じたり、暗くなることで不安が大きくなることもあるかもしれません。

さまざまなストレス反応

からだ
寝つけない、夜中に目が覚める
食欲がない
お腹や腰が痛い
体がだるい

行動
落ち着かない
ぼんやりしている
怒りやすくなる
子どもがえりひきこもる

気持ち
とてもこわい、不安
イライラする
おろおろ
なんにも感じない
やる気がでない
ひとりぼっちな感じ

考え方
集中できない
考えがまとまらない
いざなりその時を思い出す
思い出せない、忘れやすい
自分を責めてしまう

ストレス反応とは

□ **ストレス反応は、いつもと違うショックを受けた時の自然な反応**です。誰にでもある、あたりまえの反応です。しかし、反応の強さやあらわれ方は人によって違います。

□ **安全で安心できる生活を続けているうちに、徐々ににおさまっていきます**。生活のリズムをととのえたり、リラックスできることをしたりして、自分でできることをやってみましょう。



反応がおさまるポイント

- **安心・安全感**
ホッとすると、安心する。気持ちがなごむ、みんなで笑える時間や場所があると、心が楽になって元気がもどってきます。
- **まわりの人と心の絆**
家族や友達や先生といっしょに過ごすときに「絆」を感じられるようにしよう。遊び、お手伝い、行事などを通じて「ひとりとぼっちじゃない」と感じることができると「絆」が強くなります。
- **気持ちをあらわす**
話す、泣く、笑う、怒るなど子どもの素直な気持ちを受けとめてあげてください。泣き止むのを待たず、つらいのに普通に「ようしな」でも良いことを伝えましょう。ただし、一斉活動で表現させようたり、無理に気持ちを聞き出すとするのは逆効果です。

こんな時はどうするの？

大人が**落ち着いたら態度で動かす**後すると、子どもは心の緊張がとけて、安心感や元気が回復していきます。

- **食欲がない**
無理をせず、その時に食べたり飲んだりできるものをとれはいいです。
・食欲がない時でも、水分はこまめにとりましょう。
□ **眠れない、夜中に起きる**
叱らないで深い寝姿をほめてあげてください。部屋を少し明るくするのでもいいでしょう。不眠が1週間くらい続くときは医療機関に相談してください。

□ **体の不調を訴えてくる**
短時間でいいので、着席を和らげる手段をとり、話を聞くなどして、守られているという安心感を与えます。また、必要に応じて医療機関に診てもらっても大丈夫です。

□ **災害の話をくり返す**
何度も同じ話をされる大人も嫌な気持ちになりますが、ゆったりと聞いたりもついでに子どもの心の傷を癒やします。「つらいことを思い出して書いてほしいね」などと子どもの気持ちを受けとめてあげてください。



□ **災害ごっこをする**
不意に思いますが、遊びを通じて子どもの心が整理され、いくついてもあります。やめさせようせず、「すごい地震でびびった、大変だったよな」などと子どもの気持ちをまき取った言葉をかけてあげてください。

ただ、子どもがつらそうなのに、その遊びをやめられない時は子どもの気持ちをまき取った言葉をかけて、別な遊びに誘ってあげるとよいでしょう。
□ **小さな子のようにならないうちにまわりつ**
普段と同じ話し方なので、少し時間を置いて相手をしてあげてください。甘えることで子どもの心が癒やされて、徐々に元気が回復します。

□ **自分を責める**
「悪い子だからバチがあつた」といふとらえ方をすることがありますが、自然災害だということを伝え、「がんばっててエライよ」と良い言葉をほめてあげましょう。

□ **むやみにほやく、何もなかったようにする**
どちらとも子どもの小さな心では受けとめきれず、なんとか消化しようとしている姿です。「大変だったね」と言葉かけながら、真守ってあげてください。



VII 災害後の保育

「子どものよりよい保育環境をとりもどすために」

神戸市立保育所テーマ委員会資料より

◆震災により学んだこと

「保育所は子どもたちが安心して遊び、共に育ちあう場所である。保育者は子どもの命を守り、よりよく育ち合うよう保育していくことが使命である。」

神戸の保育所は、震災の経験から保育の原点を教えられた。

- | | |
|---|--|
| 1 | 子どもの安否確認はもとより、措置児童や緊急入所児の受け入れにあたり保育の場が、安心して生活できるよう健康と安心の両面からの対策を練るとともに、明るくくつろげる雰囲気となるよう創造的な環境づくりが必要である |
| 2 | 子どもなりの恐怖心《震災体験》をやわらげるよう、保育者は、一人ひとりの子どもの心理状態や言動をきめ細かく観察し、子どものあるがままの姿を素直に受け入れてその子の援助に努める |
| 3 | 保育所再開にあたり、子どもや保護者の実態（懇談・家庭訪問）、緊急入所児の受け入れや対応、余震対策等について、全職員で共通理解と協力し合う体制が最も重要である |
| 4 | 避難所となった保育所は、避難してきた人々を暖かく受け入れ、避難者と積極的に関わり、生活を共有する態度が大切である |

◆保育の再開にむけて

1 安全な遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none">・危険物排除、おもちゃの片付け、危険箇所の点検を行う・窓ガラスの破損やひび割れ等は、ダンボールやシートを張りテープで飛散を防止する・棚、タンスを寝かせ、棚の上の物を片付け、転倒防止や落下防止を行う・住宅の1階、2階の保育室は十分に階上を考慮に入れて保育する・ライフラインでは、電気は早期に復旧したので、電気ストーブ、石油ストーブで寒さを防ぐ
2 余震に対して	<ul style="list-style-type: none">・人数確認を常に行い、安全を確認する・靴、防寒具を1ヶ所にまとめて、すぐに持ち出せるようにする・保護者への連絡を毎日記入してもらい連絡体制の確認と徹底にあたる・しばらくの間は、パジャマに着替えず服のまま寝かせ、すぐに避難できるようにする・保育中に余震が起った場合、どう避難させるか、室内外の安全な場所を互いに確認したり、避難方法を話し合う・保育所の周辺の状況が日々変化するので、避難所を毎日確認する・保育者は慌てず、騒がず、落ち着いて行動する
3 保育するにあたって	<ul style="list-style-type: none">・おもちゃを揃えて、コーナーを設けて、自由に遊べるようにする・殺伐とした瓦礫の中を通過して登所した時に明るいイメージの飾りつけがあると子どもたちはホッとします。掲示物の工夫に努める・一保育室しか使用できないため、午睡時には乳児・幼児の場所を確保・瓦礫撤去のため埃が濃く、外に出られないことが多い。雨上りに短時間外に出して気分転換させる・近くの小中学校、児童館等、他施設を利用して体を十分に動かせるようにする・壊れた遊具や危険箇所は、ロープを張って立入禁止・使用禁止とし、その理由を子どもたちに話をし約束をしておく

<p>4 保育者の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもなりに怖い体験をしているので、子どもをしっかり受け止め、甘えも受け入れながら、安心できるようにする ・外遊びを中心にして、保育者も子どもたちと一緒に遊んだり、そばで見守ったりして楽しく過ごせるようにする ・地震ごっこをしている子どもの心情を汲み取り、受け入れるようにする ・地震に対して敏感になり、不安がる子どももいるので「先生がいるから大丈夫よ」と、一言付け添え安心させる ・午睡時、母親を慕って泣く子がいるので、スキンシップに心がけ、落ち着ついて寝かせるようにする
<p>5 職員間の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者は震災にあった子ども一人ひとりの状況を把握し、ゆったりと関わり子どものあるがままの姿を意識的に受け止めるようにする ・ライフラインの寸断や瓦礫処理等で、家庭で洗濯できない家が多かった ・汚れ物はできるだけ、保育所で洗濯してあげるよう職員間で意志統一を図る

◆日常の保育の中で

<p>1 子どもの様子</p>	<p>① 被害の大きな地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の恐怖とその後の変化で子どもの顔がこわばり、表情がなかったり、不安定になったり、何もないのに急に泣き出す子どももいた ・子どもたちは遊びの中で「給水車、自衛隊の救済物資、震度7」等地震に遭った者にしかわからない言葉を使っていた ・地震後、赤ちゃんに戻り、垂れ流し（排泄）や夜尿したりする子どもがいた ・久しぶりの登所で子ども同士、再開を喜んでいる姿が見られた ・避難所等で生活していた子どもは、生活のリズムが崩れることが多かった ・ボランティアによる人形劇や紙芝居などに子どもたちは大喜びした <p>② 被害の小さな地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久しぶりに会った子どもたちは、元気でいたことを喜びあった ・室内のコーナーで好きな遊びを選び、友達と関わって遊んでいた ・固定遊具、ボール、縄、そして砂場での遊びが多かった（周囲の状況も以前と変化がないので、余り動揺は見られなかった） ・「地震怖かったなー」と、それぞれの体験を話し合った ・地震ごっこが流行り「地震だ！」と叫んで机の下に潜り込んでいた ・「テレビ、見とかな地震くるで！」といったりして地震という言葉に敏感になっていた ・避難訓練（地震）に真剣に取り組んでいた ・保育のリズムが乱れ、喧嘩やおもちゃの取り合い等が荒々しい場面が多く見かけられた
<p>2 保育の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所再開直後、出席人数も少なく、その上、余震の不安から一部屋で合同保育した ・ライフラインの復旧に伴い出席する人数が増え、順次部屋数も増やす ・コーナー遊びや好きな遊びが中心となった ・配給のご飯やパンを弁当箱に入れて持ってくる子どもが多く見られた ・給食には、水や代替エネルギーの確保に努めながら、できる範囲で調理内容を考え直していった ・被害に小さい保育所は、比較的早く平常保育ができた
<p>3 保育内容の工夫と配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーナーを作り、家庭的な雰囲気の中で、ゆっくり過ごせるようにする ・心のケアに留意しながら、明るく楽しい保育に心がける ・身近で親しみやすい小動物の世話や草花に栽培、そして自然に親しみながら生き物の大切さ、優しさ、そして心の安らぎを教えていく

	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後、外で充分遊べない家庭状況の子どもがいるので、保育所で出来るだけ戸外遊びをするように心がける ・クラス単位保育に限定せず、子どもたち全員がどのクラスとも交流する ・震災後、今まで以上に保育教材は無駄がないよう工夫したり、廃材の再利用を考えたりする ・地域の子どもに保育所を遊び場として提供し交流する
4 保育者の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち一人ひとりが、1日の生活の中で、楽しかったという実感が湧くようないろいろな遊びを提供していく ・特に仮設や知人の家で生活する子は、日常の心の動きを把握し、生活指導面や不足がちなものに気がかりなところがあれば、配慮する ・避難所やテント生活の家庭に対しては、負担が軽くするために、出来る範囲内で洗濯をしたり、持ち物に無理のないようにする ・子どもの情緒の安定を図るため、クラス別保育でゆったりとかかわることを心がける ・被災家庭へ情報提供や物品貸与等を行い、共に生きる力を分かち合う
5 職員間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・あるがままの子どもの姿を受け入れ、一人ひとりの成長を全職員で受けとめるようにする ・緊急時、不安のないよう保護者との連絡先を確認しておく ・入所児が急激に増え、生活用具等に不足がちになるので、いろいろな工夫や活用法を見直す ・子どもの安全を図るため、工事開始前に安全策についての共通理解を深めておく ・共同作業で大きなポリ容器に水を溜め、水の使用は必要最小限とする どんな時に使用するかは、職員と相談しておく
6 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・震災前の避難訓練は、火事、台風による大雨対策が主眼であった。大震災の経験から、子どもを預かる保育所として、地震に対する避難訓練のあり方を考え直さなければならない ・避難経路等について十分話し合う ・訓練の見直しと充実を図る中で、再度地震が起きた場合、まず何をすればよいか。関係機関や保護者との緊急連絡の取り方を十分話し合い、そのマニュアルを作っておく ・避難訓練の年間指導計画の中に、地震訓練を2～3回導入し、実施毎に指導内容を1つずつ教えていく ・火災や地震の場合、第1避難所と第2避難所を決めておく

◆緊急入所児を受け入れて

<p>1 子どもの遊びの様子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの子どもは集団生活を経験していたので、泣く、わめくことはなかったが、遊び友だちがないため、入所当時は一人遊びが目立った ・緊急入所児の中には、兄弟姉妹のいる子は寄り添って、遊んだり、食事や午睡したりしていた ・一年近くなると、幼児たちは集団行動ができています。新しい入所児は、しばらくの間、集団の中に入らず、傍観する姿が見受けられた ・新入所児同士で、友達関係を作っていた ・震災による後遺症のためか、食事を吐いたり、食欲が減退したり、排泄が近くなったりする子どもがいた ・午睡の時、部屋が暗くなると、暗がりやを極端に嫌う子どもがいた。その理由は家で電灯をつけて寝ていたとか ・親のお迎えを一刻も早く待ち侘びる子どもや一人でトイレに行くのを怖がったりする子どもがいた ・幼児の中には、以前の保育所の先生や友だちのことを思い浮かべる態度がうかがえた
<p>2 保育者の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもの心理状態を把握し、恐怖感を取り除くよう個別対応に心がける ・特に、子どもが訴える話(震災のこと、その他)には十分耳を傾け、優しく受け止める ・保育者は、子どもと一緒に遊んだり、絵本を読んでやったり等で、楽しい経験させ、充足感を味あわせる ・不安定な子どもには、スキンシップを多くして情緒を安定させる ・親子とも不安な気持ちである場合、特に保育所での子どもの様子を細かく連絡したり、家庭での様子等を訪ねたりして、不安感を取り除いていく
<p>3 保育者の思い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急入所児には、一日も早く保育所に慣れてもらうために、その子に合わせた保育時間にしたり、保護者の生活リズムに合わせていたりした ・緊急入所児は、保育所に来て、好きなおもちゃがいっぱいあることで比較的スムーズに保育所に慣れていった ・緊急入所児をいきなり終日受け入れたが、何とかなるものだと思った ・子どもは思ったよりも元気なので、安堵したり反対に保育者が勇気付けられた ・緊急入所は、被災した子ども、保育所が避難所になって登所できなくなった子どもを受け入れたため、不安感があったが、どの子どもも落ち着いていたし、受け入れ側の保育所の子どもも抵抗感はなく仲良く過ごせたとし、保護者も安心して預けられ、満足していた ・緊急入所児の受け入れは、当然と思い、出来る限りゆっくり過ごせるようにしたが、情緒不安定になっている子どもがいた ・特に緊急度の高い子どもたちが入所し親子ともども必死であった

VIII 保育所防災のてびき (例)

目 次

1	基本的な心がまえ	1 8
2	災害が発生したとき	1 9
	①職員の責務	
	②職員の対応	
3	保育所の防災組織について	2 1
4	避難訓練の実施について	2 2
5	安全点検について	2 4
6	保護者への対応について	2 5

《参考資料》

- ①非常時に備える主な物品リスト (例)
- ②非常持ち出し用品 (例)
- ③防災関係機関一覧表 (例)
- ④指定避難所一覧表 (例)
- ⑤保育所が避難所となった場合《阪神・淡路大震災時の経験に基づいて》

【神戸市保育課資料参照】

1 基本的な心がまえ

災害はいつ発生するのかわかりません。どのような場合であっても保育所の職員は、子どもの生命を守り、安全に保育することが最大の責務です。

いつ、災害が起きても慌てないように、日頃から防災の知識を深め、的確な判断と素早い行動が取れるようにしておくことが大切であり、そのためには、職員一人ひとりが、防災に対する心がまえや知識をしっかりと身につけておきたいものです

◆防災に対する最も基本的な心がまえとして…

第一に…子どもの生命を守る

① 子どもの安全能力を育成

- ・日ごろから生命の大切さを知らせ、年齢にあった安全能力を身につけさせる
- ・保育の基本である安全保育や安全管理についての知識を深め、日常保育の中で子ども自身が自分の身を守ることが出来るよう安全能力を育てる

② 保育環境の整備

- ・日ごろから整理整頓に心がけ、安全環境の整備に努める
- ・備品や遊具の配置、保管は適切であるか
- ・高いところに荷物は置いていないか
- ・不用意に置いた物が危険を誘発しないか
- ・どこかに危険は潜んでいないか、危険を予測する目や危険を防ぐ態度を養う

③ 施設、設備などの安全点検

- ・常に施設、設備、遊具の安全点検を行い、危険箇所を改善する
- ・危険を防ぐための配慮を充分にして保育にあたる

④ 避難訓練の実施

- ・緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する
- ・関係機関への通報や保護者への伝達訓練も併せて実施する
- ・保護者への連絡方法・子どもを引き渡す方法、災害発生時の約束事を徹底する

第二に…自己の役割と責任の認識

① 保育所の防災組織体制の確立

- ・保育所内の防災組織を整備し、職員一人ひとりの役割を明確にする
- ・全職員が防災に関して統一した認識を持つておく

② 慌てず的確な判断のもと迅速な行動

- ・とっさの場合、職員一人ひとりが慌てず的確な判断で迅速に行動し、責任を遂行できるよう、日ごろから防災意識を深めておく
- ・子どもを守るには、職員の一人ひとりが責任と自覚を持って対応する

2 災害発生したときの職員の責務と職員の対応

◆職員の責務

勤務時間内	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所長は、直ちに職員に的確な指示を与えるとともに、関係機関に情報伝達し児童・職員・施設等の安全確保に努める・ 万一、保育所長が不在の場合は、主任保育士が指示する・ 職員は保育所長の指示に従い与えられた任務をもって遂行し児童の身の安全を守る・ 通常の勤務時間が終了しても保育所長の指示があるまで待機する・ 保育所から離れている場合も、直ちに保育所に戻り任務につく・ 保護者に児童を責任をもって無事に引き渡せるように、児童の出欠の確認ができるもの（出席表、緊急連絡票等）を必ず携帯する・ 場合によっては保育以外の復旧業務等にあたることもあるので、限られた人数の職員で臨機応変に保育する
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所長並びに職員は、テレビやラジオなどにより情報を収集し災害状況の把握に努める・ 保育所長は職員に対し緊急連絡網等により必要な指示を与え、職員は指示に従い行動する・ 自宅を離れる場合は、居場所を明らかにし連絡が取れるようにする 電話が不通の場合は、職員個々が判断し安全に気をつけてできるだけ早く保育所に出勤する・ やむなく保育所を休所する場合や児童の安否確認が必要な場合は、自宅から保護者に連絡を取る

◆職員への対応

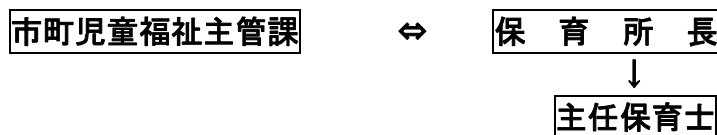
災害の種類	対応	主な留意点
火災	【保育所が火元の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・火元を確認しガスの元栓を閉め窓を閉める ・消防署に通報する ・児童に避難場所を示し速やかに避難させる ・児童の確認をする ・児童の無事を確認した後、消火活動を行う ・避難先から保護者に連絡し、児童の迎えを依頼する ・事後処理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●いかなる場合も、市町児童福祉担当課に連絡をする ●保育所長は冷静沈着に指導する <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を優先し動揺させない ・情報収集に努め、自衛防災組織をもとに職員の役割分担を的確な指示を出す ●児童にむやみに不安を与えないように気をつける ●児童の確認をきちんとする <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時現在の児童（数）を把握する ・出席簿や緊急連絡票、保育連絡票などを持ち出し携帯する ・保護者への児童の引渡しをする ●職員間の協力体制を密にする <ul style="list-style-type: none"> ・お互いの役割を確認し合う
	【保育所の周辺が火災の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集にあたる ・風向き、火災の規模、周辺の危険カ所（工場・ガソリンスタンドなど）の有無などを考慮し児童を避難させる ・保護者に連絡する ・関係機関に通報する 	
風水害 台風	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報など情報収集に努める ・浸水、窓ガラス破損など起こり得る危険を予測し所内の安全な場所で保育する ・建物や保育所周辺の被害状況を把握する ・園庭や周辺の物を整理する 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難する場合は、保護者及び関係機関に連絡する <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から保護者に避難場所を知らしておく ・保護者との連絡がとれない場合を想定し保育所内に避難先を掲示する
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の頭上から物が落下しない場所で待機させる ・ガスの元栓を閉める ・すぐ、出入口の戸を開き避難路を確保する ・揺れがおさまった後、状況に応じて慌てず園庭に避難させる ・靴を履かせる、あるいは持たせて避難する ・避難経路に毛布を敷くなどの安全対策をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連絡が取れないこともありえるため予め緊急避難場所を届けておく ●災害の状況や出席児童数に合わせて対応できる職員数を確保する ●一時避難からより安全な場所へ誘導するなど状況に応じた的確に判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の状況及び避難場所までの経路の安全を確認して移動する ●保育所を離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切るなどを再度確認する ●言動に注意する <ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員は、児童や保護者に不安感を持たせたり、誤解や無用の混乱を招くことがないように言動に十分注意する ●非常持出し用品を持ち出す <ul style="list-style-type: none"> ・緊急薬品、水、着替えなど ●重要書類を持ち出す
ガス漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス器具栓、元栓を閉める ・窓や戸を開けて換気する ・ガス会社に連絡する ・安全な場所（園庭、戸外等）へ避難させる 	
その他 トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・所長は職員にすばやく状況説明をする ・職員の連携を図る 	
備考	関係機関 消防署 警察署 土木事務所 保健所 嘱託医 ガス会社 電力会社など	

3 保育所の防災組織について

職員一人ひとりの防災に対する責任及び意識や態度を高め、とっさの場合、即時に行動が取れるように防災意識を整備しておくことが大切である

防災意識に基づき、職員が各自の役割について日々任務を遂行し訓練を通して習熟しておく

◆保育所における防災組織として次のようなものが考えられる。



情報・連絡係	消火係	非難誘導係	救出救護係	非常持出係
・市町等からの情報収集 ・ラジオ・テレビ等の情報収集 ・避難状況等の市町村への報告など	・消火設備等による消火 ・火元確認など	・園児の誘導及び人員確認 ・避難場所の確保など	・救急用品の常備 ・負傷者の救出及び応急手当 ・病院・診療所への連絡及び応急手当 ・飲料水、非常食糧その他非常用備品の確保など	・非常持出物品の搬出など

※通報（消防署・警察・土木事務所・保健所・ガス会社・電力会社など）

※連絡（保護者・嘱託医）

【火元責任者】

場 所	職員名	場 所	職員名
事務室		調理室	
保育室（5歳児）		職員室	
保育室（4歳児）		調乳室	
保育室（3歳児）		倉庫（1）	
保育室（2歳児）		倉庫（2）	
保育室（1歳児）		便所（乳児）	
保育室（0歳児）		便所（幼児）	
遊戯室			

◆留意すべき事項

- ① 職員の異動時や担当に変更があった場合は、その都度見直しを行い、役割の再認識をする
- ② 保育所長不在の時、主任保育士は保育所長に代わり、各分担により行動するよう指示する

4 避難訓練の実施について

◆訓練の目的

災害発生に備え、子どもが安全に避難できるように訓練を実施し、基本的な能力を身につけさせる。

◆訓練計画及び実施のポイント

- ①訓練にあたっては、いろいろな災害を想定した訓練を実施（火災・地震・津波・水害・台風など）
- ②同じ災害でも状況を変えて訓練を実施

火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火場所をいろいろ変える ⇒ 避難経路が出火場所により異なることを伝える <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所内（調理室、調乳室、保育室、階段付近など） ◆ 保育所外（近隣の工場、民家など） ◆ 時間帯（午前、午後、食事中、午睡中、職員が手薄の時、予告なし） ◆ 子どもの居どころが異なる時（保育室、園庭、園外保育中など） ◆ 訓練内容をいろいろ変える（避難、通報、消火、点検の徹底など消防署と連携） ◆ 通報訓練や消火訓練を実施し、消火器の使用方法も身につける
地 震 (津波)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の大きさや津波の発生を様々に想定した避難訓練を行う ・ 津波被害を含め、建物が危険な場合を想定して、第2避難所や津波避難場所に避難する ・ ライフライン、交通遮断を想定して非常食など避難用必需品を持って避難する ・ 建物の倒壊で避難路がふさがれることを考えて、避難経路をいくつか考えておく
水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床下浸水、床上浸水を想定して訓練を実施
台 風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きい台風を想定し窓の補強も考えて訓練を実施

- 事前に職員全員で計画の内容、役割分担、避難経路、消火器の場所、火災報知器の使い方などを熟知しておく
先ずは自分の役割を果たし、余裕があれば声を掛け合って他の業務につく
- 第2避難所や津波避難場所は平常時の対応により、あらかじめ保護者にも事前に連絡をしておく
- 避難訓練がマンネリ化していないか、真剣味に欠けていないか、たえずチェックする
- 災害による負傷が予想されるので、研修などで修得した応急措置が生かされるよう鍛錬しておく
- 訓練が子どもたちに恐怖心を与えたり、事故につながるような訓練はさける
- 常に児童の出欠の確認できるもの<出席表、緊急連絡票、連絡票など>と保護者との連絡がとれるもの<緊急連絡票>を持ち出す
- 場合によっては保護者も訓練に参加してもらう

年間避難訓練計画 《例》

〇〇保育所

月	種類	発生場所	避難場所	発生時刻	ねらい	要 点
4	火災	調理室	園庭 保育室	10:00	<ul style="list-style-type: none"> ・合図を聞き保育者の回りに集める ・訓練の目的を知らせ避難させる 	新入時に配慮し無理のないよう実施
5	火災	調乳室	正門前	11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・合図を聞き保育者の回りに集める ・訓練の目的を知らせ避難させる 	保護者へ指示の徹底
6	水害	保育所 近 隣	二 階 保育室	10:30	<ul style="list-style-type: none"> ・水害の恐ろしさを知らせ安全な場所に避難させる 	情報の収集
7	地震 津波	駿河湾沖	保育室 ↓ 避難場所	11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波災害の意味を知らせる ・地震等発生時の避難の方法を伝える 	設備・備品の安全点検 避難場所の確認
8	火災	近隣の 家 屋	正門前	12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡中の避難のさせ方を覚える ・保育者の指示に従い安全な場所に避難する 	子どもの状況把握 規模などの情報収集
9	台風	中部地方 接 近	保育室	15:20	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の恐ろしさを知らせ安全な場所に避難させる 	情報収集 暴風雨に備え安全点検
10	火災	保育室	正門前	10:30	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発見者は大声で火災発生を知らせ消防署に通報する ・指示に従い安全な場所に避難させる 	保護者の指示の徹底
11	火災	調理室	園庭 ↓ 正門前	10:00	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署員により火遊びの恐ろしさを知らせ安全な場所に避難させる ・消火器の使用方法を知る 	消防署との避難訓練 消火訓練
12	爆発	近隣の 工 場	保育室 ↓ 近隣の公園	12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発の時の避難方法を知らせる ・保育者の指示に従い履物を履いて安全な場所に避難させる 	規模、場所など情報収集 登所児童の把握 防寒対策
1	地震 津波	中部地域	保育室 ↓ 避難場所	9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・指示に従い安全な場所に避難させる ・地震後は靴を履き頭を防御して安全な場所に避難させる 	避難用品持出し 二次避難場所の確認 職員の連携
2	火災	調乳室	正門前	16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・担当以外の保育者の指示に従い安全な場所に避難する ・全員避難できたか確認する 	現在員の把握 職員の連携
3	火災	保育室	玄関前	予告なし	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者の指示に従い安全な場所に避難する ・点呼を取り第二避難所に避難させる 	非常持出しの訓練実施 第二避難場所の掲示

5 安全点検について

◆安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぐ態度や知識を身につけ、事故防止を図るうえで重要であり、職員全員で取り組む

- ① 施設・設備・遊具等に関してチェックリストを作成し、定期的に点検を実施し、異常があった場合は、直ちに改善する
- ② 始業時および終業時における環境整備も安全点検の一環である
- ③ 「物品の整理や保管方法、環境が清潔に保たれているか」などに関する点検も忘れずに実施する
- ④ 子ども達の行動や職員のかかわり方など保育の内容に関しても定期的に点検する

◆安全点検のための留意点

点検場所	留意点
保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・タンス、ロッカー等のおき場所は適当か ・ピアノ、ロッカー等が固定されているか ・高いところに物を置いていないか ・引き戸、ドアの開閉はスムーズか
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・水漏れ、破損か所はないか ・汚れたり、漏れたり、周囲が滑りやすくなっていないか ・スリッパはすりきれていないか
廊下 テラス 階段	<ul style="list-style-type: none"> ・砂や水で滑りやすくなっていないか ・腐食カ所や釘など出ていないか ・足拭きマット、階段の滑り止めは適当か、破損部分はないか
園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（石ころ、釘、ガラスなど）はないか ・砂場に危険物、汚物はないか ・溝の蓋が完全に閉めてあるか
室内遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・置き場所は適当か、破損か所はないか ・片付け方は安全に整備されているか ・ネジ止めはしっかりしているか ・高さは適当か
固定遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・器具のぐらつき、腐食はないか ・器具の周辺は整備されているか ・ネジの緩みや破損はないか ・油ぎれはないか
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・大型備品（冷蔵庫、食器保管庫は固定しているか） ・ガスコック、ゴム管にひび割れ等の異常はないか ・ガスを使用しないときは元コックを閉めているか ・電気コード、ガスホースなど足にひっかからないように短くまとめているか
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器は所定の場所に、落下しないように置いてあるか ・定期的に検査を受けているか
薬品類	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの手のとどかない安全な場所にあるか

◆室内、室外ともに用具類を使用するときは、子どもから目を離さないように

◆朝露、雨、砂などで滑りやすくなっている固定遊具は水や砂をふき取るなどの心配りをする

6 保護者への対応

◆災害発生時における保護者の心構えを予め十分に知らせ、理解を得ておく

- ① 保育所周辺で緊急事態が発生し保育所から迎えの依頼があった場合は速やかに迎えをする
- ② 保育所から連絡がとれない事態が生じた場合は、保護者自らの判断で児童の迎えをする
- ③ 警報が発令された場合や事前に危険が予想される場合は、通所に気をつけ迎えをする

◆災害発生時における保育所の対応

- ① 保育所（児童）の避難場所を周知徹底
 - ・電話の不通が予想されるので、保育所に迎えに来た際に何処に避難しているのかを知らせるために、保育所の入口に避難場所を掲示する
- ② 災害時に迎えに来る人をあらかじめ確認（引渡しカード作成）
 - ・保護者の職業によっては、職務上、災害時に職場を離れることが不可能な場合もある
- ③ 児童を確実に預かる
 - ・交通事情等により保護者のお迎えが遅れることが予想されるが、最後まで保育所及び避難場所で確実に預かる
- ④ 児童の様子を確認し引き渡す
 - ・保護者に児童を引き渡す場合は、児童を担当する保母が時間やその時の児童の様子などを確認したうえで引き渡す

◆非常時に備える主な物品リスト（例）

区 分	品 名 例
生 活 用 品	毛布、寝袋、キャンプ用シート、ビニール袋（大・中・小）、防寒具、着替え、ウインドブレーカー、ソーイングセット、魔法瓶、哺乳瓶、簡易炊飯器、卓上ガスコンロ（ボンベ）、電気コンロ、電気鍋、スプーン、フォーク、缶切セット オマル、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、おむつ、生理用品 洗面具、石鹸、逆性石鹸、 エマージェンシーブランケット（銀色のシートで毛布の5倍の保温力あり）
食 料 品	水、ミネラルウォーター、缶詰、カンパン、アルファ米、スポーツ飲料、レトルト食品各種、インスタントラーメン、梅干、するめ、粉ミルク、インスタント（味噌汁・スープ）、チョコレート、あめ、お茶、豆類、小魚入りスナック、チューブ入りコンデンスミルク、プルーン、黒砂糖
避 難 用 品	防災頭巾（ヘルメット）、ロープ、おんぶひも、軍手（皮手袋）、長靴、カッパ、ライト（電池）、ラジオ（電池） ビニール袋（空気を入れ頭からかぶると有害ガスを吸わないで逃げられる） 地図、緊急連絡用の電話リスト、 スコップ、ロープ、のこぎり、サバイバルナイフ、トランシーバー
救 助 用 品	ヘッドランプ（電池）、毛布、簡易たんか（棒2本、半そでTシャツ2枚）
救 急 医 療 用 品	包帯とガーゼ、キズ薬、消毒薬、三角巾、タオル、ぬれタオル、胃腸薬、かぜ薬、湿布薬、頭痛薬、体温計、ビタミン剤、カット綿、綿棒、ハサミ、爪きり、毛抜き、バンドエイド、冷熱シート、化膿止めクリーム ゴムベルト（ベルトが長く止めるところがマジック式のもの：きつくまいて止血用、骨折時には固定）など
そ の 他	自転車 など

◆ 食料・飲料水の備蓄

突然地震が起きて、食料の蓄えが全くなかった…。特に地震が起きた直後は、食料の確保は満足にできません。救援活動が受けられるまでの間の食料は各家庭で備えておく必要があります。

◇食料品 ⇒ 7日分（うち非常食3日分）程度を用意しておきましょう

◇飲料水 ⇒ 一人につき、1日3リットルの水を最低3日分用意しておきましょう

<防災局・地震防災ガイドブック参照>

◆非常持ち出し用品（例）

乳児担当者

哺乳瓶（小） 1～2本
水筒、紙おむつ
着替え（少々）
ビニール袋
ウエットティッシュ
おしりふきティッシュ
おんぶひも、シート

+ 消毒液、キズテープ
化膿止めクリーム
体温計、冷熱シート、ガーゼ

乳児担当者

着替え（少々）
ビニール袋
ウエットティッシュ
あめ、ちり紙、ロープ、シート

+ 消毒液、キズテープ
化膿止めクリーム
体温計、三角巾、冷熱シート

個人用携帯ポーチ

担当児童保護者緊急連絡表
小銭、テレホンカード
ハサミ、軍手、ナイロン袋
小タオル（1枚）
キズテープ（少々）、輪ゴム
ちり紙、メモ用紙、筆記用具

+ 防災ズキンまたは帽子

事務室

児童の名簿（緊急連絡先明記）
関係機関連絡一覧表（救急病院含む）
携帯電話、ヘルメット
携帯用ラジオ、懐中電灯（電池）
ヘッドライト（電池）、マジックペン、
白紙、粘着テープ

+ 鎮痛剤、解熱剤
包帯とガーゼ、シップ薬
ゴム、ベルト

調理室

缶切セット
ナイフ・スプーンセット
マッチ・紙コップ・紙皿
ナイロン袋（大・小）
水筒（魔法瓶式）
サランラップ
チョコレート
あめ、カンパン

◆防災関係機関一覧表（例）

連絡先	電話番号	ファックス番号	備考
〇〇市災害対策本部			
〇〇市保育課			
県〇〇行政センター			
県〇〇健康福祉センター			
県子育て支援課保育班	054-221-2928		
〇〇保健所			
〇〇土木事務所			
〇〇消防署			
〇〇警察署			
〇〇電力			
〇〇ガス			
水道局			
～			
〇〇総合病院			
〇〇医院			

◆指定避難所一覧表（例）

保育所名	避難場所	住所	電話番号
〇〇保育園	〇〇小学校		
△△保育園	●●中学校		
～			

◆保育所が避難所となった場合 《阪神・淡路大震災時の経験に基づいて》

災害発生時、被災された方々の避難先として、神戸市の指定避難所を優先したが、災害の規模や被害の大きさにより、やむを得ない場合は、公共施設として、地域住民の生命や安全を守るという観点から、保育所も避難所として施設を提供せざるを得ない。避難所となった場合の心がまえについては次のようなことが想定される。

① 被災者の立場やおかれた状況に理解を示しながら予め生活上の留意事項を知らせ理解を得る

- ・ 保育所は指定された避難所ではないこと
- ・ 保育所の本来業務（保育）を優先させなくてはならないこと
- ・ 乳幼児を対象とする施設であり、衛生的で安全な環境を保たなければならないこと
- ・ 状況に応じて、指定避難所へ移動していただくこと

② 施設を提供するにあたり、施設管理者の心がまえ

◆届け出

- ・ 災害対策本部へ届け出し、今後の指示を得る
- ・ 災害対策本部の災害復旧活動の対象として組み入れてもらうことが必要

◆施設提供の範囲

- ・ 事務室、休憩室、調理室、調乳室、保育室の一部など保育の実施（再開）に向けて確保しておく
- ・ 多数の避難者が避難してきた場合や生死にかかわる場合など、状況に応じて緊急的かつ流動的に対応せざるを得ない

◆施設の安全性、衛生面の管理

- ・ 火気使用に関し、十分な注意を促し、室内では火気使用を禁止し、協力を得る
- ・ 危険な物や生活用品の保管をきちんとしてもらう
- ・ 伝染病予防のため室内の清掃や消毒などに心がけてもらう
- ・ 室内の換気や禁煙に心がけてもらう
- ・ 食物の管理及び腐敗防止や残飯整理に注意してもらう
- ・ 便所の使用、水周りの衛生に注意を払ってもらう

◆避難者の把握

- ・ 避難者名簿を作成し状況を把握し、安否確認の問合せに対応できるよう随時確認する

③ 保育業務と並行する場合の留意事項

- ・ 重要書類、物品の保管場所を一定か所とし施錠する
- ・ 保護者に対して、避難者が生活をしていることに関して十分説明し理解を得る
- ・ 児童に対して、避難者がいることをわかりやすく話し保育者は十分注意を払う
- ・ 避難者に対して、乳幼児がいることへの理解を得る
- ・ 職員の役割分担を明確にし、避難所の援助活動と保育担当を分担する
- ・ 保護者への気配りに対して、職員間で連携を十分図る

④ 課題（体験を通して）

◆物品の提供

- ・ 生活の場として保育所は適している
- ・ 寝具や生活用品などを常に備えているため、避難者にとっても便利である
- ・ 保育業務との調整をしながら提供したい

◆夜間や休日の管理体制の確保

- ・ 人の出入りが多くトラブルが起こりやすい
- ・ 火災発生などに関する不安があるなど夜間や休日の管理については検討が必要

Ⅸ 震災の記録

① 平成7年1月17日阪神・淡路大震災の記録 (神戸市保育課資料参照)

1 保育所に対して、安全な保育が確保できるまで休所を指示

2 被害の状況

① 保育所の被害状況

単位：か所

全壊	半壊	立入禁止で使用不可能	一部損壊	被害なし	計
5	4	5	118	26	158

② 措置児童の死亡

単位：人

区分	東灘	灘	神戸	長田	須磨	計
公立	4	2	—	3	1	10
民間	—	2	1	4	—	7
計	4	4	1	7	1	17

③ 保育士の死亡 2名

3 緊急仮入所

震災により、一時的な避難・疎開した児童や保護者の災害復興等により、新たな「保育に欠ける」状態となった児童に対して、保護者からの確認を最小限にとどめ手続きを簡素化し、他都市の協力も得て迅速かつ柔軟に入所措置を実施

この緊急仮入所で措置児童は、北は北海道から南は沖縄まで全国の保育所に及んだ。

県内	1,913人
神戸市内	1,478人
神戸市外	435人
県外	1,236人
合計	3,149人

※ 期間限定：平成7年1月17日～平成7年3月31日

4 震災前の保育所の現況と震災後の通所状況

① 保育所の現況 (平成7年1月1日)

区分	全市	公立	民間
保育所数	158か所	88か所	70か所
定員	15,417人	8,997人	6,420人
措置児童数	13,492人	6,949人	6,543人

② 児童の通所状況

区分	全市	公立	民間
7年2月1日	4,382人	1,540人	2,842人
7年3月1日	8,998人	4,007人	4,989人

5 避難所

震災により、近隣の住民が保育所に避難し、公立22か所、民間9か所の31か所の保育所が避難所となった。

① 避難所開設状況

単位：か所

区分	東灘	灘	中央	兵庫	長田	播磨	計
公立	4	6	2	—	8	2	22
民間	—	6	1	1	1	—	9
計	4	12	3	1	9	2	31

※ 避難所となった保育所は、一部分でも保育ができる状態となったところから順次保育を再開

②避難所解消状況

単位：か所

区分	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	計
公立	—	3	2	1	6	2	8	22
民間	3	4	2	—	—	—	—	9
計	3	7	4	1	6	2	8	31

※ 避難所最終解消日：平成7年8月20日（発災から約7ヶ月）

6 保育所の開所状況 《一部開所及び仮設保育所対応も含む》

単位：か所 10/1

区分	保育所数	2/1	2/15	3/1	4/1	5/1	6/1	未開所
全市	公	88	34	65	73	82	82	4
	民	70	52	63	64	66	66	2
合計	158	86	128	137	148	148	152	6
開所率（%）		54.4	81.0	86.7	93.7	93.7	96.2	

※発災1ヶ月以内に8割の保育所が再開

7 仮設保育所及び臨時保育室の設置等

① 施設の損壊や保育所が避難所となったことから、正常な保育の確保が困難となったため、仮設保育所及び臨時保育室を設置した。

◆ 仮設保育所（3カ所・5保育所）

＜設置日：平成7年6月1日＞

仮設定員100名（4園）、仮設定員60名（1園）

◆ 臨時保育室（5ヶ所）⇒1園カ所あたり定員30名

◆ その他

灘区内の多くの保育所が避難所となっているため、児童館（4館）を借用して保育を実施

＜設置日：平成7年2月20日～平成7年8月20日＞

② 人口流動によりニーズの高くなる地域においても臨時保育室を設け保育需要に対応

◆ 臨時保育室（6ヶ所）⇒1園カ所あたり定員30名

8 保育料減免

① 震災により、保護者の居宅等の損害も多大であり、保育所においても十分な保育ができなかったこともあり、保育料を次のとおり減免した。

◆平成7年1月分の保育料		全員全額免除
◆平成7年2月及び3月分の保育料		
ア保護者の罹災による場合	住宅が全壊（焼）、半壊（焼）	全額免除
	住宅が一部損壊	1／2減免
	同一世帯に死亡又は重篤な傷病の者がいる場合	1／2減免
イ保育所の罹災による場合	震災による罹災で開所できない保育所	全額免除
	震災による罹災で通常の保育ができない保育所	1／2減免
ウ ア・イの罹災状況が重なる場合		全額免除
◆平成7年度の保育料	保護者の住宅の全壊（焼）、半壊（焼）の場合	全額免除

② 平成6年度震災にかかる保育料減免

	842, 834千円	【対象児童数	延33, 075人】
1月分	343, 583千円	【対象児童数	12, 978人】
2月分	265, 207千円	【対象児童数	10, 551人】
3月分	234, 044千円	【対象児童数	9, 546人】

② 平成23年3月11日東日本大震災の記録 (政府発表資料参照)

平成23年12月27日現在

1 地震の概要

- (1) 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分
- (2) 震源及び規模(推定)
三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)
深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0
- (3) 各地の震度(震度6弱以上)
- 震度7 宮城県北部
- 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部
- 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部
- (4) 津波
3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表
津波の観測地(検潮所)
- | | | | |
|---------|-----|-------|---------|
| ・えりも町庶野 | 最大波 | 15:44 | 3.5m |
| ・宮古 | 最大波 | 15:26 | 8.5m以上 |
| ・大船渡 | 最大波 | 15:18 | 8.0m以上 |
| ・釜石 | 最大波 | 15:21 | 420cm以上 |
| ・石巻市鮎川 | 最大波 | 15:26 | 8.6m以上 |
| ・相馬 | 最大波 | 15:51 | 9.3m以上 |
| ・大洗 | 最大波 | 16:52 | 4.0m |

2 被害状況等

- (1) 人的被害
- ア 死者 15,844名
- イ 行方不明 3,468名
- ウ 負傷者 5,890名
- (2) 建築物被害
- ア 全壊 127,130戸
- イ 半壊 231,603戸
- ウ 一部損壊 652,154戸

③ 東日本大震災 2011. 3. 11 <子ども達と過ごした日々>

大槌保育園 園長 八木澤 弓美子

3月に入り卒園児とのお別れ会や、卒園式、新入园児を迎える準備…。

普通の何気ないいつもの年度末を送っていたその時、カタカタと小刻みに園舎が揺れた…。

「ん？地震？」でも、いつもの揺れとは明らかに違う。どこからともなく子どもたちの泣き声が聞こえてきた。

「地震です！先生の側に集まってください。大丈夫！怖くないからね！」園内放送で言うも、カタカタからガタガタガタガタ！！尋常ではない揺れが長く激しく強くなっていった。

揺れている最中に各部屋を回ってみた。すでに子ども達は先生の側に集まり、部屋の真ん中に集まっていた。どこかにつかまっていけないと立ってられない程の大きな巨大な地震！園庭も大きく地割れしていた。「これはただごとじゃない！」一瞬にしてそんな感覚に襲われたのは不気味なぐらい大きく揺れる園舎に身をまかせながら停電になり非常灯に変わったときだった。

もう一度各クラスを回るとすでに先生から手渡された防災頭巾をかぶりパジャマの上にジャンパーを着ていて避難体制が出来ていた。

「大津波警報が発令されました」一度だけ流れた防災無線…。大きなサイレンが鳴るはずなのに無音…。それでも「避難します！！準備ができたクラスから逃げて～～！」と叫んでいた。訓練では一度園庭に集合して人数を確認していから避難することになっていたが、そんな時間はないと思い次々とコンビニに上がる様に指示した。自分も最後のクラスを見送り、園舎に戻り残った園児や職員はいないかと確認した後、急いでコンビニへ向かった。

もう戻れないなんて思う余地もなく…。

コンビニのある国道へ駆け上がると、今まで見たこともない様な光景が目に飛び込んできた。何十台もの車が行く手を阻み渋滞。コンビニの駐車場には数十台のトラックが入り、身動きが取れず視界も遮断されていた。

町からかなりの人数の人たちがこちらにむかって走って来た。「この場所は高いから安心」とも思っていたコンビニには誰も入らず、みんな後ろの方へ必死に走っていた。

ふと街（海の方角）を見ると遠くに見える水門付近が茶色く変色し砂煙が舞っていた。次に見ると電信柱が一本ずつゆっくりと倒れていくのが見えた。

何だか胸騒ぎがして「もしかしてここもダメかも…」と急に不安になり、「ここよりも少し高いところへ行こう！」と、残った40人ほどの子ども達を連れてまた更に高い場所へと向かった。

コンビニを出て国道を走った。避難車を引き、子どもと手を繋ぎながら必死に走っていると左方向からものすごい勢いで津波が襲ってきた。家や車をのみ込みながらまるでおもちゃの様に流されていた。咄嗟に「山に登る！」と決め道を挟んだ反対側の斜度30度程度の山へ駆け上がった。近くのショッピングセンターの店員さんにも手伝っていただきながら四つん這いになってよじ登った。さっきまで避難していたコンビニや帰れると思っていた保育園が津波にのまれ屋根だけが浮いているのを見て、悔し涙が止まらなかった。

山頂では足で踏ん張っていないと滑り落ちそうな程の斜面で、子どもたちを足の間にに入れて寒さをしのいだ。おんぶされていた子どもは疲れたのか眠ってしまう子もいた。不安もあったが「絶対にこの子たちは助ける！」と強く思った。自分がはいていた靴下をはかせたり、小さい組の職員が機転を利かせて避難車に積んでくれた毛布で包んだりと山頂は時間の経過と共に気温が下がり寒さが厳しくなっていた。

暗くなる前に山を下りようということになり、津波が収まったことを確認し、また地域の方々に協力していただき全員下山した。下りた所の会社の社長さんが「寒いから入りなさい」と、会社を開放して子どもたち優先に避難させてくれた。外は大粒の雪が降ってきて一瞬のうちに積もった。避難させていただいたものの、市街地では津波による火災が発生し瞬く間にこちらに延焼してくるのがわかった。

この場所も危険だと消防署員の方の誘導でそこからまた更に子どもたち優先に大槌弓道場へ避難させてもらった時にはすでに夜中十時は過ぎていたと思う。

3日目によく最後の子どもの保護者が隣町から歩いて帰って来た。我が子を抱きしめながら「先生！津波で街が壊滅状態で何もなくなっている」と言う。全くその意味が理解出来なかった。

ライフラインはすべて止まり、生まれて初めて10日間もお風呂に入れないという状況になったり、携帯電話も3週間ほど不通…。

4月4日に全職員と再会するも保育園は津波被害で全く機能せず、ただただ泥だしを毎日毎日繰り返す日々。一度浸水した地域での再開は不可能と行政からストップがかかったり、仮設を手配しようとも3か月～6か月待ちの状態。避難していた弓道場の一角をお借りして保育再開と思っていた矢先の一般避難者の感染症発症…。気が付けば震災から3か月も経過していた。

その後、震災直後からずっとボランティアで入ってくれていた「静岡県ボランティア協会」の方の紹介で仮設が手に入ることになり、日本ユニセフ協会の支援を受けて建設し、3か月ぶりとなる6月1日に保育再開となった。

子どもたちも職員も慣れない環境で様々なことを経験した。今まで日常的にやっていたことの一瞬一瞬がとても大切な時間だと思えた。失ったものはいっぱいあるが、いつもどんな時も大槌保育園を支えて下さる沢山の方々とめぐり逢えたことは大きな財産となった。「感謝」という一言だけではとても足りない…。

「子どもを全力で守る」「瞬時の判断」保育士であれば当たり前のことだと思っていたが、こんなにも重く押し掛かった思いになった事はなかった。

それでも、子どもたちは毎日元気に登園してきてくれる。辛い言葉をぶつけられたこともあったが、職員と誓った「正面から逃げずに向き合おう！」と言う気持ちは確実に復興への道のりを歩んでいると思う。

そして、大きくなって「この大槌に生まれ育って良かった」と自信を持って言える子に育てて行きたい。

静岡県が平成23年10月に被災地視察を行った際にお話を伺った岩手県の大槌保育園八木澤弓美子園長による手記を掲載しました。

震災当日の地震・津波の脅威と保育再開までの道のりが書かれています。保育所における地震・津波対策を強化するための参考にしてください。